



# 十津川

「心身再生の郷」



第44回十津川温泉郷「昂の郷」マラソン大会【場所:昂の郷】

◎特集

## 「4月1日から防災とつかわが変わります」

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

現在の「防災行政無線」による放送は、3月31日で終了します。  
4月1日から、十津川村行政情報通信サービスの名称で「防災とつかわ」の放送がスタートします。  
(今お使いの防災無線の戸別受信機からは放送が流れません)



# この4月1日から 防災とつかわが変わります

防災無線で親しまれている現在の防災行政無線による放送は、3月31日で終了します。

使用しなくなる防災無線の戸別受信機は、村で回収に伺うか、皆さんで処分いただくか、まだ決まっていません。村から案内があるまで、ご自宅で保管をお願いします。

そして、4月1日から、十津川村行政情報通信サービスの名称で「防災とつかわ」の放送がスタートします。これまでは、自営の防災無線の電波を使っていますが、4月1日から本格運用する新しい防災とつかわは、携帯電話の電波を利用して、皆さんに情報が届きます。

3月31日までの平日夜8時に、新しい戸別受信機からテスト放送が流れますので、電源を入れて、受信できる状態に設置をお願いします。受信すると、これまでの受信機と同様に、何も操作をしなくても、村から放送があれば自動で音声流れます。

## 村から皆さんへの伝わり方

携帯電話の電波を利用して届きます



### スマートフォンで受信

専用アプリをインストールし、個人のスマートフォンで受信。外出先でも確認できます。

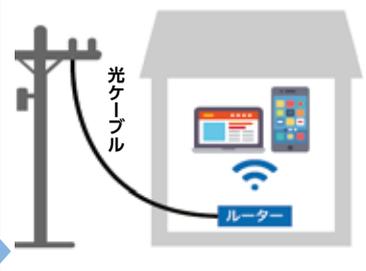


### 新しい戸別受信機で受信



携帯電話の電波が入らない地域の方

こまどりケーブルの光回線を宅内に整備し、インターネット回線を使って、新しい戸別受信機で受信。



## 気になる質問！

**問** 戸別受信機が故障した場合や壊してしまった場合はどうなるの？

故障した戸別受信機を役場にお持ちいただければ、不正操作による故障や故意に壊したものでない限り、ご負担なく代替機と交換します。ただし、紛失した場合はこの限りではありません。

**問** 戸別受信機のカメラは動作しているの？

受信機にカメラが付いています。現在は動作しません。今後の運用で使う場合は、皆さんにお知らせします。

**問** 停電の場合は、受信できなくなるの？

停電時、戸別受信機は内蔵のバッテリーで動きます。満充電の状態から2日から3日程度受信できます。



利用無料! 4/1 から本格運用開始

# あなたのスマートフォンにも 防災とつかわが届きます!

個人のスマートフォンでも、専用アプリケーションをインストールいただくことで「防災とつかわ」をご利用いただけます。(3月31日までは、本格運用前のため、動作に一部不具合が生じる場合があります)

専用アプリケーションのインストールは、以下の手順をご確認ください。



スマホ画面イメージ



QRコード  
Android版



QRコード  
IOS版

**専用アプリケーションのインストール方法**

スマートフォンのカメラ機能などから、左のQRコードと呼ばれる四角い画像を読み取り、アプリケーションをインストールする画面を開きます。その後は、画面に表示される手順に沿って、操作を進めてください。

## 【ガラケー※1での受信方法について】 (※1 ガラケーとは、二つ折り型などの携帯電話です)

ガラケーでもEメール(電子メール)の利用ができれば、文字情報の受信ができます。ガラケーのカメラ機能などから、右のQRコードを読み取り、画面に表示される手順に従って空メール※2を送信し、メール登録を行ってください。

詳しい登録方法は、別途お知らせします。

(※2 空メールとは、件名、本文を入れずに送信するメールのことです)



QRコード  
ガラケー版



(受信の回数や待機状態の時間によってバッテリーの持ち時間が変わります)。普段は、戸別受信機をコンセントにつないでご使用ください。  
※ただし、携帯電話の電波が利用できる場合に限り、情報が受け取れます。

**問 スマートフォンやガラケーで受信する場合、だれでも自由に利用できるの?**

村民の皆さんに限らず、村外にお住まいの方など、どなたでもご利用いただけます。

**問 新しい戸別受信機を受け取っていない場合はどうすればいいの?**

役場総務課でお受け取りいただけます(平日8時30分~17時15分)。戸別受信機の受け取りに関するご相談は、下記までお問い合わせください。

また、戸別受信機をお持ちの方で、村外に転出される場合などは、受信機の返却が必要になります。

【十津川村行政情報通信サービス『防災とつかわ』に関するお問い合わせ】

十津川村役場総務課 総務・防災グループ ☎0746-62-0001

# 村職員の給与・定員等の概要を公表します

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

また、職員の定員につきましても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆さんに職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

## ●人件費の状況

(平成30年度普通会計決算)

人 口	3,306人
歳出額(A)	6,016,563千円
実質収支	105,039千円
人件費(B)	923,616千円
人件費率 B/A	15.4%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む  
(平成29年度の人件費率 14.5%)

## ●職員給与等の状況

(平成31年度普通会計予算)

職員数 (A)	122人	
給与費	給与	388,343千円
	職員手当	99,295千円
	期末・勤勉手当	159,063千円
	計 (B)	646,701千円
一人あたり給与 B/A	5,301千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。  
給与費は、当初予算に計上された額。

## ●一般行政職の級別職員数の状況

(平成31年4月1日)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	28	9	20	20	17	94
構成比	29.8%	9.5%	21.3%	21.3%	18.1%	100%
1年前の構成比 (参考)	34.4%	5.4%	19.4%	20.4%	20.4%	100%

## ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成31年4月1日)

区分	一般職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	249,600円	238,200円	—円
15年以上 20年未満	302,033円	264,033円	—円
20年以上 25年未満	324,678円	303,463円	—円
25年以上 30年未満	354,200円	342,660円	271,333円
30年以上 35年未満	377,675円	367,733円	297,167円
35年以上	—円	382,667円	—円

## ●初任給の状況

(平成31年4月1日)

区 分		一般行政職	
		大学卒	高校卒
十津川村	初任給	170,100円	148,600円
	採用2年経過日給料月額	187,200円	158,300円
国	初任給	180,700円	148,600円
	採用2年経過日給料月額	194,000円	158,300円

## ●特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日)

区 分	給料・報酬の月額	期末手当
村 長	675,000円	6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分 加算措置 有
副村長	590,000円	
議 長	280,000円	
副議長	235,000円	
議 員	215,000円	

## ●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成31年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
十津川村	277,300円 (341,820円)	38.9歳	260,100円 (280,457円)	46.6歳
国	329,433円 (411,123円)	43.4歳	287,312円 (329,380円)	50.9歳

●退職手当

(平成30年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.5563月分	十津川村と同じ
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.590月分	
最高限度額	49.590月分	49.590月分	
1人当たり 平均支給額	—円	18,246千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成31年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族(子)	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具利用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成31年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.30月分	0.925月分	十津川村と同じ
12月期	1.30月分	0.925月分	
計	2.60月分	1.85月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成30年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	20,763千円
職員1人あたり支給年額	266千円

●特殊勤務手当

(平成30年度普通会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	41.2%
手当の種類(手当数)	7
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部門		区分	職員数		対前年増減数	増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政職部門	議会	3	3	0	新規採用 9名 再任用 1名 退職 ▲5名 その他 一名 増減 5名
		総務	29	30	1	
		税務	3	3	0	
		民生	19	20	1	
		農水	13	12	▲1	
		衛生	10	12	2	
		土木	14	14	0	
		商工	4	4	0	
	小計	95	98	3		
	教育	19	19	0		
公営企業等	水道	3	3	0		
	その他	16	18	2		
	小計	19	21	2		
合計		133	138	5		

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

# 村の人事行政の運営等の状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

## ラスパイレース指数の状況 (各年4月1日)

区 分	平成29年	平成30年
十 津 川 村	92.4	92.2
全国町村平均	96.4	96.4
地方公共団体平均	99.2	99.2

注 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## 昇給期間短縮の状況

区 分	平成29年度	平成30年度
職 員 数 A	128	133
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	-	-
比 較 B/A	-	-

注 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

## 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	0	10	17	13	11

区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	19	20	16	6	8

区 分	56～59歳	60歳以上	計
職員数	17	1	138

## 職員の勤務条件、休憩の概要 (平成31年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

## 職員の総数 (各年4月1日)

区 分	平成29年度	平成30年度
職員定数	154	154
職員数	128	133

## 全職員の平均年齢 (各年4月1日)

区 分	平成29年度	平成30年度
平均年齢	40歳6月	39歳10月

## 採用者の状況

区 分	平成29年度	平成30年度
採用者	10	9

## 退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。  
 ※定年退職：定年(60歳)により退職する場合  
 ※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合  
 ※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合  
 ※その他：他団体からの派遣期間満了、死亡による退職など

## 事由別退職者数 (平成30年度)

区 分	定年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	4	-	-	-
特別行政	-	-	-	1
公営企業	-	-	-	-

## 再任用の状況 (平成31年4月1日)

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、平成31年4月1日現在、1人の再任用を行っています。

お問い合わせ 総務課 ☎0746-62-0001

## 職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

## 職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保険・休業・災害・付加)を受けることができます。長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による怪我、病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

## 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。

平成30年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

## ●職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。平成30年1月から12月までの平均取得日数は、11.0日です。

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成30年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

## 病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成30年1月から12月までの取得者は、26人です。

## 特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏季休暇	5
子の看護休暇	5

## 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。平成30年1月から12月までの育児休業取得者数は、5人です。

## 職員の研修状況

(平成31年度)

研修名	人数
新規採用職員研修	9
エクセル研修(初級～上級)	(延べ)137
防災無線研修	32
財務会計研修	67
新聞の読み方研修	53
文書作成研修	37

令和元年11月7日から令和2年1月22日にかけて、村内9か所で村政主要事業説明会を行いました。更谷村長が、今年度の国道の整備状況や「十津川村防災システム基本方針」をはじめとする、防災の取り組みについて説明した後、村民の皆さんと意見交換や質疑応答を行いました。各地区での防災の取り組みや村に対するご意見・ご質問の中から、その一部を紹介します。

## 中野村区

**問** 避難した時に、足の不自由な人が多く、畳の上で寝ることができない人もいるのでベッドが欲しい。

**答** 平成23年の水害の後、ダンボールベッドの配布を行っています。在庫などの確認を行います。

**問** 防災倉庫の扉が重く、女性の力では開けられない。また、少しの雨でも中に吹き込んでくる。湿気も多い。

**答** 使用しやすい対応策を検討します。

(村民の意見)

■谷瀬地区では、毎年5月、公民館で防災訓練を行っている。炊き出しのカレーを作り、発電機のテストや衛星携帯のテストを行っている。

## 神納川区

**問** 土砂災害警戒区域等マップを見てみると危険な場所がほとんどだが、避難所が1か所地区の皆さんが避難するには狭すぎる。また、周辺施設の耐震性に不安がある。

**答** 避難所不足等の問題に関しては理解しています。今後、地域における共助の体制づくりを検討します。

(村民の意見)

■台風前には、電子機器類の充電や水の確保を行い、食事を早く済ませたり、ご飯を多めに炊いたりしている。

また、側溝が詰まると水があふれて道路に土砂が流れ出すので、側溝の掃除をこまめに行っている。

## 一村区

**問** 風屋ダムの堰堤は、どの程度の震度まで耐えられるのか？

**答** 重力式ダムなので、崩落することはありません。直下型の地震で多少ヒビが入る事は想定されますが、倒壊して一気に水が流れる事は無いと電源開発(株)から回答を受けています。

**問** 川に流出した土砂が、たくさん流れてきて旧一村小の前など、淵がなくなっている。その土砂をどこかで撤去しない、スライムも増えている。

**答** 奈良県にも実際に現場を見てもらい対策を考えてもらっています。

県は、大字滝川周辺の土砂を取るために測量に入ると聞いています。さらに上流では国が土砂を取る予定です。

### <文章内の表記について>

**問**…村民の皆さんから村への質問

**答**…質問に対する村からの回答

■…各地区で取り組んでいる防災の取り組みや懸念事項など、説明会での村民の皆さんの意見

※紙面の都合により、一部抜粋して掲載しております。



(村民の意見)  
■災害時など、保存食、缶詰や水、カンパンなど、1週間ほどの備蓄をしている。



# 村政主要事業説明会

## 三村区

**問** 村外に住んでいて、時々村内に帰って来られる世帯への新しい戸別受信機配布は、どうなるのか？

**答** 新しい戸別受信機の配布については、世帯主として住民票の登録をして頂いている人が対象となります。

**問** 今後、防災無線から新しい戸別受信機に代わると、停電した場合は使えなくなるのでは？どのような対策を行っているのか？

**答** 長期的に停電した場合は、使用できなくなります。停電の対応策として、衛星携帯電話やアマチュア無線などでの対応を考えています。



## 東区

**問** 防災訓練は、お願いすればすぐ出来るのか？

**答** 出来ます。ただし、事前に総務課・五條消防署十津川分署または、大塔分署にお問い合わせください。

**問** 公衆電話が設置されているが、通話ができない電話がある。使用できないなら回収、継続して設置するならば使用できるようにしてほしい。

**答** 現場を確認して対応いたします。

(村民の意見)

■非常食を住民が集まった時に実際に使用してみる事も大事。

■令和元年5月に初期消火の重要性を理解するために、消火訓練を30人程で行った。

## 四村区

**問** 備蓄倉庫は、各字に二つあるのか？村報などで村内のどこに設置しているのかを教えてください。

**答** 村報などでお知らせします。

(村民の意見)

■想定外の事が起きれば、山の上しか安全な場所はない。最悪の場合の事も考えている。(想定しておく事が大切)日頃から河川の土砂を撤去する事が大切。

■10日分の備蓄(食糧・飲料)が重要で電池や発電機、カセットトロンクなどを用意している。地域によって、防災のやり方が違ってくると思つて。



## 西川区

**問** 地域住民が集まる機会が少ないため、防災訓練をしていない。防災対策を一番知ってもらいたいのは高齢者なので、主要事業説明会で配布されている資料が高齢者に行き届くようにしてほしい。

**答** 各家庭に届くように配布いたします。

(村民の意見)

■アマチュア無線の確保を出谷や松柱など各番頭(ばんがしら)に配布している。(ごまどりケーブルが途切れると携帯も使えないため。)





# 十津川村消防出初式 南吉野支部連合出初式

—村を守る決意—

1/18



体育文化センター(湯之原)で「十津川村消防出初式」と「奈良県消防協会南吉野支部連合出初式」が行われました。  
表彰された団員の皆さんをお知らせします。

(敬称略・順不同)

### ▼知事表彰

- 栗原 圭文 (第1分団)
- 内野 貞子 (第2分団)
- 石山 晴久 (第6分団)
- 岩本 裕之 (第7分団)
- 中西 秀實 (第8分団)

### ▼奈良県消防会長表彰

- 福井 隆昭 (第1分団)
- 中上 康弘 (第5分団)
- 玉置 一郎 (第7分団)
- 東 正視 (第8分団)
- 栗栖美知子 (第8分団)
- 林 文作 (第9分団)

### ▼南吉野支部長表彰

- 千葉 陽一 (本部分団)
- 玉置 智隆 (第7分団)
- 玉置 秀昭 (第7分団)
- 大前 和雅 (第8分団)
- 東 伸彦 (第8分団)
- 林 昇一 (第9分団)
- 後木 孟 (第9分団)

### ▼村長表彰

- 中嶋 大樹 (第1分団)
- 岡田 亥早夫 (第2分団)
- 岩本 尚真 (第3分団)
- 北 勇作 (本部分団)
- 西岡 宏樹 (本部分団)
- 大前 裕司 (本部分団)
- 温井 潤也 (第5分団)
- 青木 康弘 (第5分団)
- 玉置 久稔 (第6分団)
- 玉置 一 (第7分団)
- 玉置 孝寿 (第7分団)
- 玉置 智志 (第7分団)
- 坂口 和美 (第7分団)
- 玉井 和貴 (第7分団)
- 岩本 隆 (第7分団)
- 辻 浩之 (第8分団)
- 田花 宗幸 (第8分団)
- 瀧本 正章 (第8分団)
- 深瀬 なるみ (第9分団)
- 田中 雅美 (第9分団)
- 辻 伸仁 (第10分団)
- 辻 宏幸 (第10分団)



### ▼団長表彰

- 内藤 悠司 (第3分団)
- 玉田 直嗣 (本部分団)
- 千葉 亜里沙 (第5分団)
- 玉置 千勢 (第7分団)
- 宇城 幸也 (第8分団)
- 原田 道一 (第8分団)
- 千葉 武 (第10分団)
- 東 和繁 (第10分団)
- 小原 友希 (第10分団)
- 西 淳良 (第6分団)
- 東 武史 (第8分団)
- 孫入 敏郎 (第8分団)

### ▼永年勤続退職者感謝状

- 孫入 敏郎 (第8分団)
- 東 武史 (第8分団)
- 西 淳良 (第6分団)



中南消防団長を先頭に行われた観閲



# 第44回十津川温泉郷『昴の郷』マラソン大会



親子で仲良く健康ジョギング



蕨尾の坂道を全力で駆け下りる様子

昴の郷(平谷)で「第44回十津川温泉郷『昴の郷』マラソン大会」が開催されました。  
ハーフ(約21km)、10km、3km、健康ジョギングの部に377人のランナーが参加し、雨にも負けず温泉郷を駆け巡りました。



地元の方々による温かい応援



笑顔でゴール

3km小学生男子の部で瀧本啓介さんが準優勝、丸谷理人さんが3位。3km中学生男子の部で松實俊輝さんが準優勝、東憲伸さんが3位。10km女子1部で加賀優子さんが3位に入賞されるなど、多くの地元ランナーも活躍しました。

## 地元ランナーも ナイスラン!



今年も高石ともやさんがゲスト参加



## ソーインググループ

1/16



平谷地区地域交流センター「いこら」(平谷)で、地域おこし協力隊の大谷さんによる「ソーインググループ」が開催されました。参加者は作成したい型紙や布を持ち寄り、大谷さんに教わりながら、世界にひとつだけの作品を作りました。また、当日に完成できなかった参加者は「家に持ち帰って、家事の合間を見つけて作ります」と楽しそうに話しました。

## 高齢者叙勲「瑞宝双光章」受章

1/1



1月1日発令の高齢者叙勲で、玉置辰雄さん(折立)が教育功労績として「瑞宝双光章」を受章されました。玉置さんは、昭和27年から約40年間にわたり、十津川村の学校教育に熱心に取り組みました。昭和62年からは五百瀬小学校長、平成元年からは三村小学校長を歴任されました。  
**受章おめでとうございます。**

## 化粧水ワークショップ

1/28



地産地消の旅館「るびす荘」(平谷)による「チンキを使用したオリジナル化粧水作り」が開催されました。地域おこし協力隊の大谷さんを講師として、びわの葉・はとむぎ・ゆずの種の効能に合わせ、自分好みの化粧水を作りました。また、昼食は糸びす荘お手製弁当が振る舞われ、温泉にも入浴。入浴後には、作成した化粧水の試供も行い、お腹も体も満たされる有意義なワークショップとなりました。

## 大立山まつり

1/25~26



奈良市の平城宮跡朱雀門ひろば周辺で「大立山まつり2020」が開催されました。奈良県各市町村の冬に温まる献立や特産品が一同に集い、当日は多くの人で賑わいました。十津川村からは十津川食品の「温泉豆乳うどん」や「めはり寿司」、「串こんにやく」、「煮卵」など十津川村自慢の特産品を訪れた人に味わっていただきました。



## 優良特産品 審査会

2/12



令和元年度十津川村優良特産品推奨審査会が行われました。審査の結果、谷瀬地域受入協議会の「日本酒谷瀬」、岡田亥早夫さんの「しいたけ粉」「しいたけ佃煮」の3品が新たに優良特産品として認定されました。認定された特産品は、村のホームページやパンフレットに掲載されます。

## 県防災士会との協定締結式

1/29



村と特定非営利活動法人奈良県防災士会が「地域防災力の向上に関する協定」を結びました。協定は、住民主体による防災活動を広げ、地域防災力の向上を図るものです。村長は「協定を基軸として奈良県防災士会の協力を得ながら、村民の命を守る体制を住民とともにつくりたい」と話しました。



5月で廃線する札沼線の列車を新十津川駅で見送り



町役場を訪問し、熊田町長らと懇話



新十津川町青年協議会の皆さんによる心温まる歓迎

## 十津川村青年県外研修in北海道

2/8  
~11



研修団(前列)と新十津川町青年協議会の皆さん(後列)

2月8日から11日にかけて十津川村の青年5人と引率1人が新十津川町を中心に北海道への訪問研修を行いました。初日の歓迎会では新十津川町の熊田町長、久保田教育長をはじめ、大勢の方々から歓迎を受けました。翌日からは町内の金滴酒造や新十津川神社などを訪問し、様々な分野で活躍されている町民と交流することで、新十津川町の歴史や文化を学びました。また、新十津川町の青年たちとも交流を深めることができ、両町村の間に結ばれた絆を改めて実感する研修となりました。

# 新1年生が体験入学

小学校で交流会開催

2月13日に十津川第二小学校、14日に十津川第一小学校で、今春入学予定の新1年生に向けた体験入学が行われました。

十津川第二小学校では、5年生が手作りで飾り付けをした体育館で、自己紹介を織り交ぜたゲームや、新1年生に分かる言葉で説明をするなど、試行錯誤して考えた2つのゲームで交流会を行いました。

エスコート役で参加した1年生と手をつないで歩く新1年生はニコニコしていて、入学に向けワクワクした気持ちが伝わってくるようでした。

また、交流会を成功させた5年生は、きっと新6年生になる自信が持てたことでしょう。



## 教育だより

第138号

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
TEL 0746(62)0067



## 子ども会スキー研修会

ゲレンデを楽しく滑走

2月14日から16日まで、長野県菅平スキー場で、第26回十津川村子ども会スキー研修会が開催され、村内の小学5・6年生20人が参加しました。

初めて滑る児童は、最初はなかなか上手に滑ることができませんでしたが、全員すぐに上達し、リフトに乗って経験者と一緒にコースを滑ることができるようになり、充実したスキー研修となりました。



◆**児童**  
『ステップアップ0歳音読』  
親子で楽しむ知育  
山口 諒司 / 絵・ことば

子育てでは、まず五感を使って0歳から音読!赤ちゃんの出す音は「あー」とか「うー」とか、文字通りでなくても問題ない。楽しい絵とリズムカルでおもしろいことが満載。頭がいい子は親子音読で育つ!



◆**一般**  
『ボクはやっとなら認知症のこと』  
認知症のことやわかったら、  
自らが認知症になった専門医が、  
日本人に伝えたい遺言  
長谷川 和夫 / 著  
猪熊 律子 / 著

予防策や歴史的経緯から、社会・医療が果たす役割まで、認知症のすべてがここにある。「長谷川スケール」開発者の眼にはいま、どんな世界が映っているのか?「認知症の生き字引」がどうしても日本人に残していきたくった書。

### お知らせ

3月20日~29日に  
予定していたブックリ  
サイクルは都合により  
延期します。  
開催日程は改めて  
お知らせします。



のら文庫  
役場玄関入ってすぐの文庫です。  
図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。  
開館 / 平日 8:30~17:15  
休館 / 役場の閉庁日  
◆貸出上限 ひとり5冊  
◆貸出期間 3週間まで

## 司馬遼太郎文学を科学する

十津川村歴史講演会



2月25日に十津川村住民ホールで、幕末歴史研究者である竹本知行先生を講師にお迎えし、「街道をゆく」などで十津川にもなじみ深い作家、司馬遼太郎さんの作品『花神』についてご講演いただきました。

時代背景や作者の経歴などから詳しく考察していくことで、文学の世界への理解をより深めることができました。



# 高校だより



## 学校行事

### 寮予餞会

1月31日に、生徒寮でお世話になった3年生を労う「予餞会」を行いました。

当日の放課後、次期寮長たちを中心に1・2年生たちが司会や企画を行い、おいしい食事とカラオケなどの余興を楽しみました。3年生たちからは感謝の言葉が述べられ、その言葉は後輩たちへの熱い思いで溢れていました。中には涙する生徒も見られ、心に残る予餞会となりました。



### 校内マラソン大会

2月6日に、「十津川高校校内マラソン大会」を行いました。女子生徒は学校から猿飼橋を往復するコース(4.6km)、男子生徒は学校から高森の郷を往復するコース(7.3km)を駆け抜けました。

とても寒い日でしたが、生徒たちは精一杯走り全員リタイアせずに完走。男子は2年生の丸山光喜さん、女子は2年生の中垣十秋さんが共に2年連続の優勝でした。クラス別の総合成績では1年1組が優勝しました。終わった後は、育友会の皆さんが作った豚汁を食べて温まりました。



## 部活動

### 剣道部

大会 「第16回奈良県高等学校剣道優勝大会」

月日 1月13日

結果 団体戦の部 西の京高校に1回戦敗退

先鋒 奥田 秀人さん 1年生

中堅 畑 憲伸さん //

大将 川瀬 太智さん //

次の試合に向けて練習を積みますので、今後ともご声援よろしくお祈いします。

### ボート部

大会 「第32回全国マシンローイング大会近畿ブロック大会」

月日 1月19日

結果 79位/143人中 丸山 光喜さん 2年生

90位/143人中 福崎龍之介さん //

108位/143人中 岸田 純宗さん 1年生

139位/143人中 栗田 武蔵さん //

多くの生徒が自己ベストを更新する好記録を出し、冬期トレーニングの成果を発揮しました。来月に降シーズンインとなりますのでご声援よろしくお祈いします。

お知らせ

【奨学金貸与について】

村では、大学・高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。

●貸与条件(次の①～③の条件をすべて満たす人)

- ①学業優秀であること。
- ②経済的理由で修学が困難な人。
- ③奨学金を受けようとする人またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人。

●貸与内容

- (一)学校教育法による大学及びこれに準ずる学校  
貸与月額3万円、貸与人数2人以内
- (二)学校教育法による全日制高等学校  
貸与月額2万円、貸与人数3人以内

- 貸与期間 正規の就学期間
- 申込書類 左記の申込先にお問合わせください。
- 申込締切 5月15日(金)

申 教育委員会事務局

☎0746・62・0003

【気象庁の電話窓口が 変わります】

4月1日から奈良地方気象台の電話窓口が変わります。

●職員による対応

☎0742・22・5555  
平日8時30分～17時15分

●自動音声による対応

☎0742・27・7329  
終日利用可能(夜間・休日含む24時間)

自動音声による気象情報の利用方法は左記ホームページよりご覧ください。

＜利用方法＞

[https://www.jma-net.go.jp/nara/info/pdf\\_files/jido.pdf](https://www.jma-net.go.jp/nara/info/pdf_files/jido.pdf)

＜QRコード＞



募集

【予備自衛官補採用試験】

申 郵送及び持参  
左記の問い合わせ先に応募書類を請求してください。

＜インターネット申込＞

<https://www.mod.go.jp/gsd/jeikanbosyu/>

申込締切：4月10日(金)まで

■採用試験日

4月18日(土)～22日(水)のうち指定する日

※受験資格など、採用試験の詳細については左記へお問い合わせください。

■自衛隊奈良県地方協力本部五條地域事務所  
〒667-0004  
奈良市今井5丁目1-12  
サ  
ンタウン2F  
☎0747・22・3789

【奈良県警察官採用試験】

申 郵送及び持参  
3月5日(木)～4月17日(金)インターネット申込  
3月5日(木)～4月13日(月)

●受験資格

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または令和3年3月末日までに卒業見込みの人

■第1次試験日

【教養試験・論文試験】  
5月10日(日)

【体力試験・口述試験】  
5月23日(土)・24日(日)のうち指定する日

■奈良県警察本部警務課採用係  
〒630-8578  
奈良市登大路町80番地  
☎0120・351・204  
HP  
<http://www.police.pref.nara.jp/>



－ 役場代表 －  
電話 0746(62)0001  
FAX 0746(62)0210  
IP7机 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

－ 庁舎2階 －  
総務 (総務・防災)62-0001  
(企画)62-0910  
(観光)62-0004  
産業 (農業)62-0005  
(林業)62-0909  
教育 62-0003・62-0067

－ 庁舎1階 －  
住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0033(直通)  
(道路)62-0904  
(ダム)62-0907  
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902  
施設 62-0905  
出納 62-0906  
－ 庁舎3階 －  
議会事務局 62-0002

－ 庁 外 －  
衛生センター 63-0391  
小原診療所 63-0040  
歴史民俗資料館 62-0137  
し尿処理場 63-0291  
上野地診療所 68-0207  
体育文化センター 63-0067

－ 役場以外 －  
観光協会 63-0200  
泉湯 62-0090  
温泉プール 64-0762  
北部保健センター 68-0017  
十津川警察庁舎 63-0110

－ 役場以外 －  
森林館(古ル野) 62-0567  
滝の湯 62-0400  
高森の郷 64-1800  
森林組合 64-0301  
五條消防十津川分署 64-1190  
道の駅十津川郷 63-0003  
庵の湯 64-1100  
社会福祉協議会 64-0666  
商工会 62-0132  
五條消防大塔分署 0747-36-0317



「保険料などの支払いは、

**口座振替**です。」

□座振替(自動振込)は、皆さんの預貯金□座から、保険料・使用料・村税を自動的に振り替えて納付する方法です。

役場や金融機関に行く手間がはぶけ、納め忘れの心配がなくなります。

□座振替を希望される人は、左記の必要書類をお持ちのうえ、金融機関へお申し込みください。

### ●必要書類

- ・預貯金通帳
- ・金融機関届出印

### ●□座振替指定金融機関

- ・南都銀行
- ・新宮信用金庫
- ・奈良県農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

## <村の保険料・使用料・税金及び、担当部署一覧>

保 険 料		使 用 料		村 税
●介護保険料	●後期高齢者医療保険料	●水道使用料	●住宅使用料 ●住宅共益費 ●駐車場使用料	●村県民税 ●固定資産税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税
福祉事務所	住民課	建設課 水道グループ	施設課	財政課
0746-62-0901	0746-62-0900	0746-62-0908	0746-62-0905	0746-62-0903

## 福祉だより

### 自立支援医療(精神通院・更生医療)を受けている人へ

精神疾患があり自立支援医療を利用して定期的に通院している人、人工透析を行っている人は、**令和2年4月末まで**に、令和元年度受診分の医療費や交通費の助成金申請をお願いします。

### 民生委員・児童委員の交代について

令和2年1月1日付けで、次のとおり松尾トミ子さんが新しく民生委員・児童委員となりました。

担 当 地 区	氏 名(敬称略)
野尻・山崎・池穴	松尾 トミ子

前任の二村常暖さんは、12年1ヶ月にわたり民生委員・児童委員を務めていただきました。ありがとうございました。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902

# 空中の村

## 4月1日 OPEN!

村民の皆さんにいち早く無料開放します!

空中散歩を楽しんでみませんか?

**無料**開放期間

3月25日(水)～30日(月)

受付時間:9:00～16:00

### 「空中の村」とは?

「21世紀の森・紀伊半島森林植物公園」を活性化する目的も兼ねて新しく作った「空中の村」では、木々の間に設けられた網の吊り橋や木製のプラットフォーム、網で作られた憩いの場を行き来しながら年齢を問わず誰でも、まったく新しい森での過ごし方を楽しめる場所であり、空中で森林浴を楽しむことができます。

地上4～12mの高さに位置する、宙に浮いたような空間でお弁当を食べたり、読書やお昼寝をしたり、新鮮な空気を胸いっぱい吸い込んでリラックスでき、とても安全に過ごすことができる場所。春にはまるで花々の上を散歩しているかのよう。夏には広大な緑の絨毯を、そして秋には色づいた山々を望むことができます。

トイレ・休憩所・ロッカー・動きやすい服の貸出・更衣室・オーガニックの飲み物も完備しているので安心して遊びに来てください!

### フェレリ合同会社 代表 ジョラン・フェレリ

フランス出身。28歳。関西学院大学大学院経営戦略研究科卒業。2016年11月から3年間地域おこし協力隊として村の林業6次産業化の推進に従事する。

2019年、自らが代表を勤める「フェレリ合同会社」を設立し、2020年1月から21世紀の森・紀伊半島森林植物公園内に整備された「空中の村」の管理運営にあたっている。

お問い合わせ:21世紀の森・紀伊半島森林植物公園(森林館)

電話 0746-62-0567



# エリア MAP



エリア	休 園 日		受付時間	利 用 料 金	
		12月から 2月末まで		大 人 (高校生以上)	中学生以下
シャクナゲ園など	無 休	毎週火曜日及び 12月28日から 1月4日まで	午前9時 ～ 午後4時	無 料	無 料
『空中の村』	無 休 ※荒天の場合閉鎖する 場合があります。	ご利用できません		(1Day) 3,000円 (年間パス) 10,000円	(1Day) 1,500円 (年間パス) 5,000円

## ※『空中の村』の利用について

### 【利用料金】

- ・利用料金にはエリア内のフード・ドリンクサービス及び傷害保険料を含みます。
- ・再入園は当日に限り無料です。
- ・年間パスポートはご本人さまのみ使用可能で、購入から1年間有効です。

### 【利用制限】

- ・3歳未満、妊娠されている人はご利用できません。
- ・中学生以下は保護者または引率者の同伴が必要です。
- ・身体に障害のある人は障害の程度によってご利用できない場合があります。
- ・ペット同伴でのご利用はできません。

村内にお住まいの人は、  
1Dayを**通常料金の半額**  
でご利用できます。(土日祝日を除く)



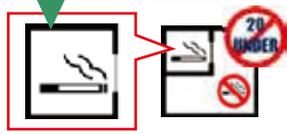
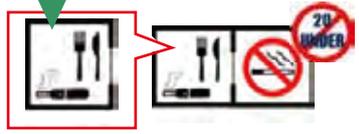
奈良県からのお知らせです。

飲食店 オフィス・事業所 工場 ホテル・旅館 など

多くの人を利用するすべての施設において、  
2020年4月から原則屋内禁煙となります。



原則として屋内全面禁煙となります。例外として、一定の技術的基準を満たした喫煙専用室の設置が認められます。

<p>店内禁煙</p>  <p>屋内禁煙</p>	<p>喫煙のみ可</p>  <p>喫煙専用室設置 (施設の一部に設置可)</p>	<p>飲食なども可</p>  <p>加熱式たばこ専用の喫煙室設置 (施設の一部に設置可)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

喫煙専用室について

●喫煙専用室はたばこの煙の流出防止のため、以下の技術的基準を満たす必要があります。

- ① 喫煙室入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② 壁、天井などによって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※運用に関しても、様々なルールがあり、違反した場合には県からの指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

 <p>喫煙室の 標識掲示</p> <p><small>施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。</small></p>	 <p>20歳未満は 立入禁止</p> <p><small>20歳未満の人は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。</small></p>	 <p>従業員への 受動喫煙対策</p> <p><small>従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。</small></p>	 <p>違反時の罰則 などの適用</p> <p><small>義務違反時には指導・命令・罰則などが適用されることがあります。</small></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

喫煙専用室では喫煙以外の行為(飲食、事務作業など)は禁止されています。

飲食店における経過措置

経過措置適用チェック

小規模飲食店の条件

- 2020年4月1日時点で、営業している店舗である
- 個人経営または資本金500万円以下である
- 客席面積は100㎡以下である

すべてに該当する

該当しない項目がある

禁煙を選択

<p>店内禁煙</p>  <p>屋内禁煙</p>	
<p>喫煙のみ可</p>  <p>喫煙専用室設置 (施設の一部に設置可)</p>	<p>飲食なども可</p>  <p>加熱式たばこ専用の喫煙室設置 (施設の一部に設置可)</p>

飲食なども可能な喫煙室



喫煙可能室  
(施設の一部、または一部に設置可)

届出が必要

★「小規模飲食店」は標識を提示することで、喫煙可能室(飲食可能)を設置

または 店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)とすることができます。

喫煙可能とする飲食店は、吉野保健所(受動喫煙防止対策担当)へ届出を提出していただきますようお願いいたします。

届出書につきましては奈良県ホームページからダウンロードできます⇒





# 年金だより

## 20歳になったら国民年金

Q.1 将来年金を受け取る以外になにかメリットはあるの？

A. 保険料と付可保険料が社会保険控除の対象になります。

納付すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます。

【課税所得金額が約300万円の場合】

所得税・住民税が最大約4万円軽減されます！

このほか、生涯にわたり年金額も増えます。  
(年約2万円)

※ 所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算

納付の年間合計額が  
約20万円の場合  
(1年分)

納付額は実質  
約16万円

注1 保険料と付可保険料は社会保険料控除の対象となりますので  
確定申告または年末調整の手続きが必要です。

注2 所得などにより、軽減されない場合があります。

Q.2 毎月16,410円は払えない。どうすればいいの？

A. 国民年金保険料を収めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。  
役場住民課国民年金係もしくは年金事務所へご相談ください。

● 手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故などにより障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

### 産前産後 免除制度

● 産前産後期間の保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後の免除期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

### 学生納付 特例制度

● 学生の人の保険料納付が猶予されます

学生納付特例の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金には反映されません。

● 所得のめやす

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

扶養親族などの数×38万円+118万円

### 納付猶予 制度

● 50歳未満で学生以外の人の保険料納付が猶予されます

納付猶予の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

● 所得のめやす

本人、配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

※ 学生の人はこの制度をご利用できません。  
「学生納付特例制度」をご利用ください。

お問い合わせ —▶ 大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531  
▶ 住民課 (国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900



## 保険証の一斉更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一斉更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届出をお願いします。加入は世帯単位ですが、**一人ひとりに保険証を発行**します。

### 次の人の保険証は窓口交付となります

- 修学のため村外に住所をおいている学生の人  
住民課へ届け出てください。  
(必要なもの) **在学証明書または学生証の写し、はんこ**  
※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書などでもかまいません。
- 国保税を滞納している人  
納税相談(別途通知)を行いますので、**はんこ**をご持参のうえ、**財政課**までお越しください。

※以下の証は記載された有効期間まで引き続きお使いください。

- ・**高齢受給者証**(70～74歳)
- ・後期高齢者医療の保険証(75歳～)
- ・限度額適用(標準負担額減額)認定証
- ・乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・精神障害者医療の受給資格証

### 保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。臓器提供の可否について、意思表示をする場合にご利用ください。

### ジェネリック医薬品希望シールを同封します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

### 有効期限が切れた保険証について

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へご返却ください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。  
納期限は**3月31日**ですので、納期内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746(62)0911

# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

原田 優斗 (ゆうと) 男 2月 2日  
父:道一 母:容子 (平 谷)

## おくやみ

西垣 芳友 86歳 2月 3日 (込之上)  
岡 文子 75歳 2月 10日 (竹 筒)  
小林 哲子 54歳 2月 19日 (小 原)  
上東 信也 85歳 2月 19日 (風 屋)



<sup>はるま</sup>  
乾 陽真ちゃん (小原)  
3月2日生まれ(満3歳)  
妹のつばさと。  
優しいお兄ちゃんになってね!  
父…真喜 母…みなみ



辻村 なのかちゃん (沼田原)  
3月10日生まれ (満3歳)  
食べるの大好き  
いっぱい食べて大きくなってね!  
父…伸介 母…なつみ



<sup>はるか</sup>  
栗原 永開ちゃん (谷瀬)  
3月16日生まれ(満1歳)  
健康に育ってくれてありがとう  
いちご みかん 大好き!  
父…隆宏 母…里佳

お誕生日おめでとう!



## 今月の「とつかわテレビ」

～3月の番組～

### ● 昴の郷マラソン大会



### ● 十津川村公園(天王寺)



3月放送番組から、ハイビジョンになりました。また、4月から番組内容の変更日が毎月1日になります。

## イベント情報

村に関するイベント情報をお知らせします。

### 3月

20日(金) 【国道168号五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)起工式オープニングイベント】 時11:00～  
所 上野地地区交流施設(上野地) 図 建設課 ☎0746-62-0904

25日(水) 【空中の村プレオープン(村民無料開放)】 時9:00～16:00  
～30日(月) 所 21世紀の森(小川) 図 森林館 ☎0746-62-0567

### 4月

7日(火) 【村内小学校入学式】 時9:00～ 所 各小学校

8日(水) 【中学校入学式】 時9:00～ 所 十津川中学校(小原)

9日(木) 【十津川高校入学式】 時9:00～ 所 十津川高校(込之上)

10日(金) 【護国神社例大祭】 時10:00～ 所 護国神社(小原)

## 隔月第3水曜日に開催! 五條市の北本弁護士による 無料法律相談

時 隔月第3水曜日 午後2時～午後5時

所 役場第1会議室

(場所が変更される場合があります)

※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)

問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで

☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)の開催になります。

# 集落の絶景

夕空に輝く白いモクレン  
写真：十津川写真クラブ



## 診療所からお知らせ



**圓小原診療所**  
☎ 0746 (63) 0040  
**土曜診療日** 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
3月14日(土)	第2週
3月28日(土)	第4週
4月11日(土)	第2週

**整形外科診療日** 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15  
上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
3月19日(木)午前	小原診療所
4月2日(木)午前	小原診療所
4月2日(木)午後	上野地診療所
4月16日(木)午前	小原診療所

**出張診療** 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:30  
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	診療日		
神納川地区生活改善センター	3月24日(火)	4月14日(火)	4月28日(火)
東中公民館	3月26日(木)	4月23日(木)	
玉垣内集会所	3月17日(火)	4月7日(火)	4月21日(火)

### お詫びと訂正

2月号で誤りがありました。

(10ページ)

#### ●新春親善剣道大会

誤 準優勝 乾 さくら (南十津川)  
3位 岡本ゆかり (南十津川)  
正 準優勝 岡本ゆかり (南十津川)  
3位 乾 さくら (南十津川)

(23ページ)

#### ●イベント情報

【十津川高等学校 卒業証書授与式】

誤 3月2日(月)  
正 3月1日(日)

お詫びして訂正申し上げます。

### てんいち先生



●人口 3,198人(-11人)

男性 1,607人(-6人)

女性 1,591人(-5人)

●世帯数 1,734世帯(-7世帯)

【令和2年3月1日現在 ( )は前月比】



使い切らない空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に